

関自旅二第1945号の3
令和8年9月30日

一般社団法人 埼玉県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「法人タクシー事業の許可申請等に係る法令試験の実施について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別添・・・公示文

公 示

「法人タクシー事業の許可申請等に係る法令試験の実施について」の
一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

関東運輸局長 澤井 俊

改正	現行
法人タクシー事業の許可申請等に係る法令試験の実施について 「法人タクシー事業の許可申請の審査基準について」(平成13年11月22日付け公示)及び「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」(平成14年1月25日付け公示)に規定する法令試験に關して、その実施方法を下記のとおり定めたと公示する。 平成14年2月1日 関東運輸局長 上子 道雄 記 1. ～ 2. (略) 3. 出題範囲及び設問形式等 (1) (略) (2) 設問の方式 (3) O×方式及び単一選択方式とする。 (4) 出題数 40問 (5) (略) (6) 試験時間 50分とする。 4. (略) 附 則 本公示は、平成14年2月1日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (平成20年6月13日一部改正) 本公示は、平成20年6月13日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (令和3年9月3日一部改正) 本公示は、令和3年9月3日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (令和8年3月18日一部改正) 本公示は、令和8年3月18日以降に実施する法令試験について適用する。 附 則 (令和8年9月30日一部改正) 本公示は、令和8年10月1日以降に実施する法令試験について適用する。	法人タクシー事業の許可申請等に係る法令試験の実施について 「法人タクシー事業の許可申請の審査基準について」(平成13年11月22日付け公示)及び「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」(平成14年1月25日付け公示)に規定する法令試験に關して、その実施方法を下記のとおり定めたと公示する。 平成14年2月1日 関東運輸局長 上子 道雄 記 1. ～ 2. (略) 3. 出題範囲及び設問形式等 (1) (略) (2) 設問の方式 (3) O×方式とする。 (4) 出題数 30問 (5) (略) (6) 試験時間 40分とする。 4. (略) 附 則 本公示は、平成14年2月1日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (平成20年6月13日一部改正) 本公示は、平成20年6月13日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (令和3年9月3日一部改正) 本公示は、令和3年9月3日以降受け付ける申請について適用する。 附 則 (令和8年3月18日一部改正) 本公示は、令和8年4月1日以降に実施する法令試験について適用する。

公 示

法人タクシー事業の許可申請等に係る法令試験の実施について

「法人タクシー事業の許可申請の審査基準について」(平成13年11月22日付け公示)及び「法人タクシー事業に係る認可申請等の審査基準について」(平成14年1月25日付け公示)に規定する法令試験に関して、その実施方法を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年2月1日

関東運輸局長 上子 道雄

記

1. 試験の実施時期等

- (1) 許可申請書等を受理した日以降、適宜実施する。なお、試験の実施日時、場所については、実施予定日の10日前までに申請者あてに通知する。
- (2) 再試験の実施にあたっては、(1)に準じて再度通知する。

2. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請者本人(申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員1名を受験者とする。)であることが確認できる運転免許証等を提示すること。

3. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。)
 - ①道路運送法
 - ②道路運送法施行令
 - ③道路運送法施行規則
 - ④旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥タクシー業務適正化特別措置法(特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。)
 - ⑦タクシー業務適正化特別措置法施行規則(特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。)
 - ⑧道路運送車両法
 - ⑨道路運送車両法施行規則
 - ⑩自動車点検基準
 - ⑪自動車事故報告規則
 - ⑫その他一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
- (2) 設問の方式

○×方式及び単一選択方式とする。

(3) 出題数

40問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。合格基準に達しない場合には、再試験を実施する。

(5) 試験時間

50分とする。

4. その他

(1) 自動車六法等（情報通信機器を除く。）の持ち込みを可とする。

(2) 試験当日、受験者は筆記用具の他、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード等を持参すること。

附 則

本公示は、平成14年2月1日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（平成20年6月13日一部改正）

本公示は、平成20年6月16日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（令和3年9月3日一部改正）

本公示は、令和3年9月3日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（令和8年3月18日一部改正）

本公示は、令和8年4月1日以降に実施する法令試験について適用する。

附 則（令和8年9月30日一部改正）

本公示は、令和8年10月1日以降に実施する法令試験について適用する。